



独占禁止法における規制の概要 (不当な取引制限を中心として)

全国石油商業組合連合会

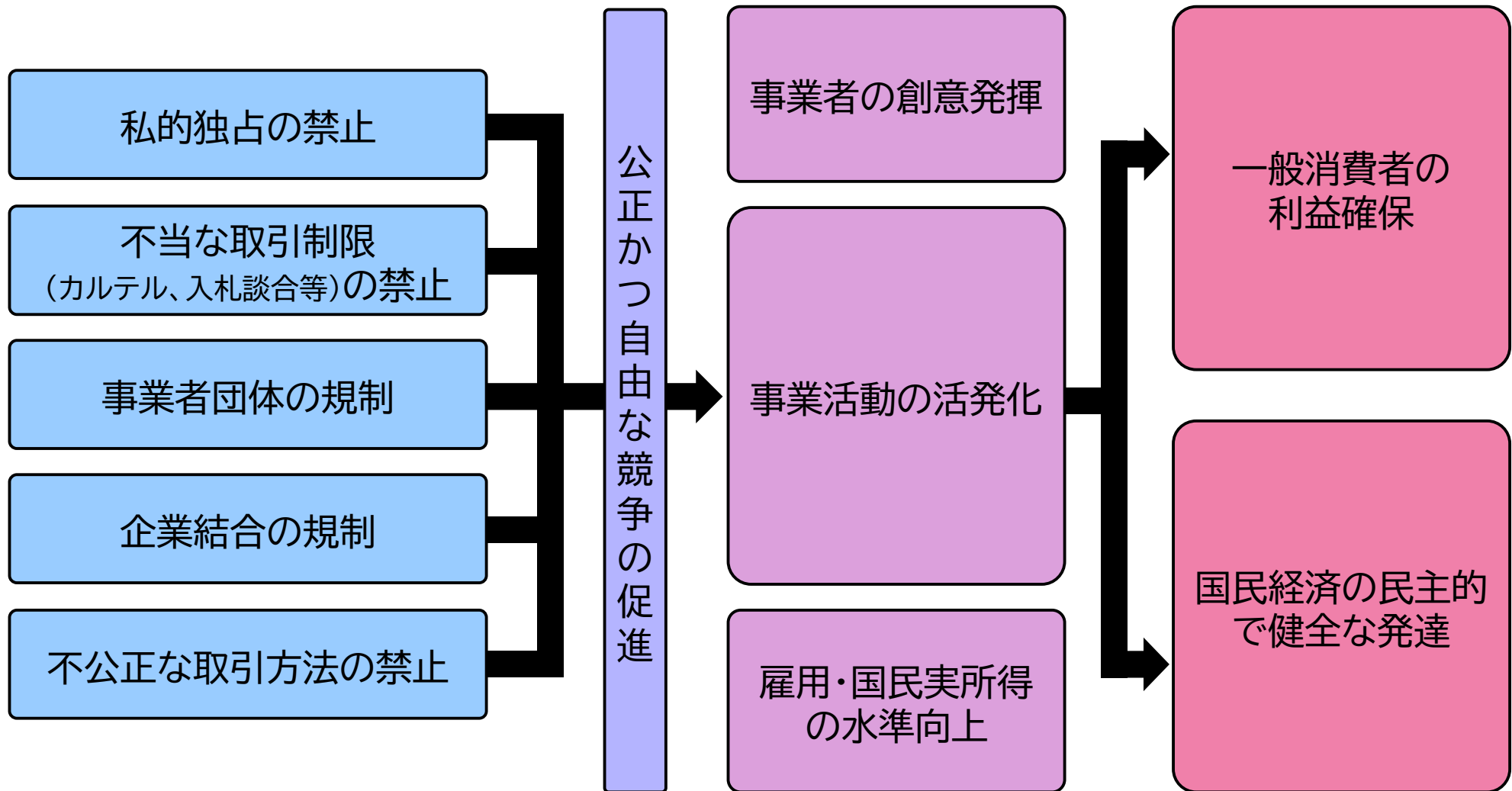
法律相談室

2025年11月26日版



●独占禁止法の体系

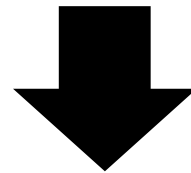
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
独占禁止法は事業活動の基本的なルールを定めた法律





〔第1条〕

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。



独占禁止法は、
公正かつ自由な競争を妨げる行為を禁止している



独占禁止法は、事業者又は事業者団体を規制の対象としている

〔第2条第1項〕

この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

〔第2条第2項〕

②この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、(以下略)



●独占禁止法の主な4つの禁止行為

1.「私的独占」〔第2条第5項、第3条前段〕

有力な企業が、株式の所有や役員のパ遣などによって競争事業者を統制下に置いたり(支配)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を阻害したりする(排除)こと。

2.「**不当な取引制限**」〔第2条第6項、第3条後段〕

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合など。

3.「競争を実質的に制限することとなる企業結合」〔第4章〕

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合(株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等)を行うこと。

4.「**不公正な取引方法**」〔第2条第9項第1号～第6号、第19条〕

例えば次のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。



(不公正な取引方法)

共同の取引拒絶	正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること
差別対価	不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること
不当廉売	正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること
再販売価格の拘束	正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること
優越的地位の濫用	取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること
抱き合わせ販売	相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること
排他条件付取引	不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること
拘束条件付取引	販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること
競争者に対する妨害行為	自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること



● 不当な取引制限(カルテル・入札談合)

複数の事業者が相互に活動を拘束することにより
競争を制限する行為を禁止

<カルテル>

価格や供給量、販売地域等を事業者間で相談して決定し、競争を回避する行為



<入札談合>

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決める行為





● 不当な取引制限(カルテル・入札談合)

〔第2条第6項〕

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、**契約、協定その他何らかの名義をもってするかを問わず^(注1)、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し^(注2)、又は遂行することにより、**公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

(注1)

- 契約である必要もないし、紳士協定や黙示的なものも含めて、名称は関係ない。

(注2)

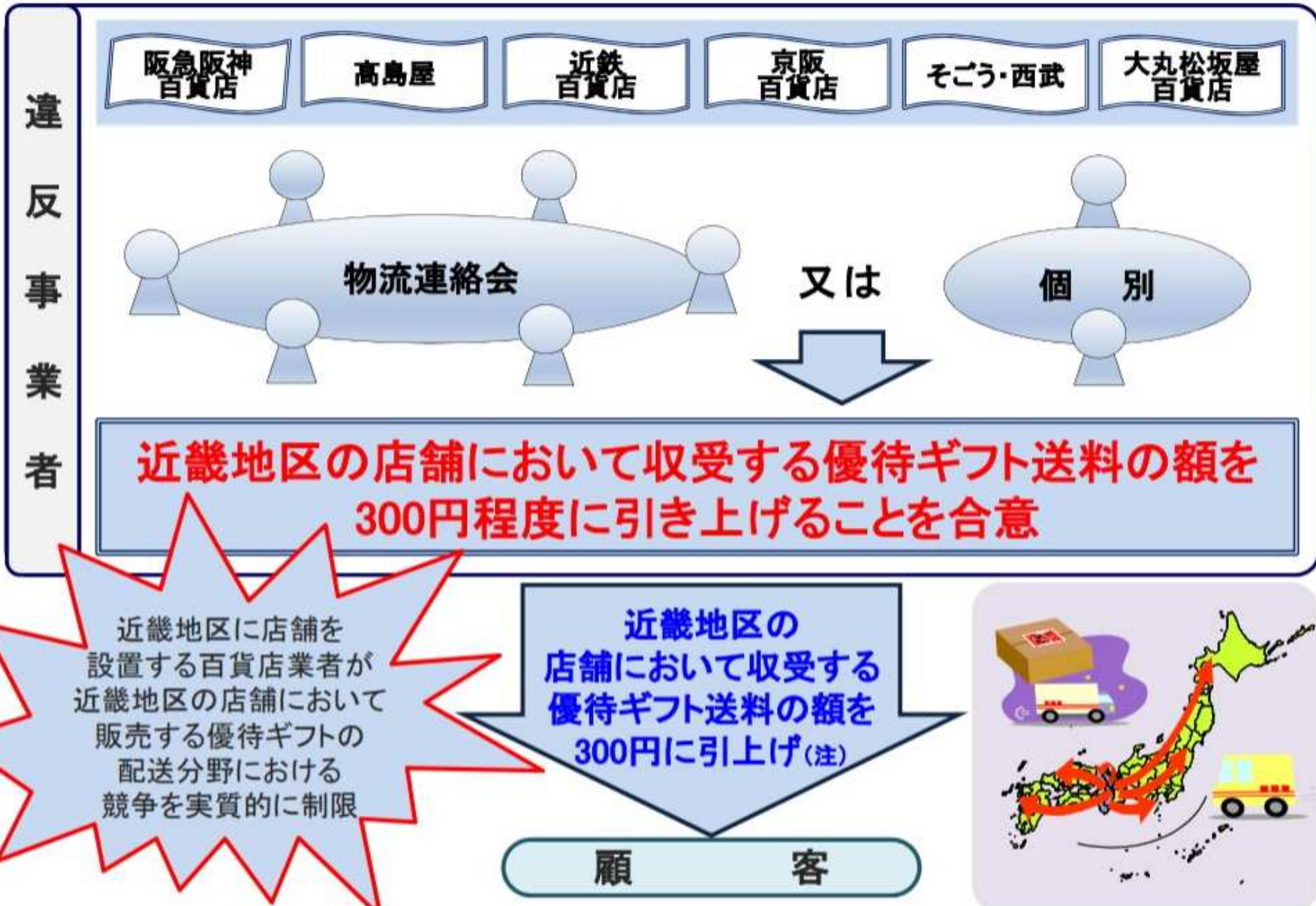
- 意思の連絡は「複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意するまでは必要ではなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、**暗黙のうちに認容すること**で足りると解するのが相当である」(東芝ケミカル審決取消請求事件(差戻審)(東京高裁判決平成7年9月25日)とされている)

〔第3条〕

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。



●不当な取引制限に該当する事案



(注) 6社のうちそごう・西武を除く5社は平成28年中元期から引き上げ、また、そごう・西武は同年歳暮期から引き上げた。
 なお、平成29年7月19日以降、6社による前記の合意は事実上消滅しているものと認められる。



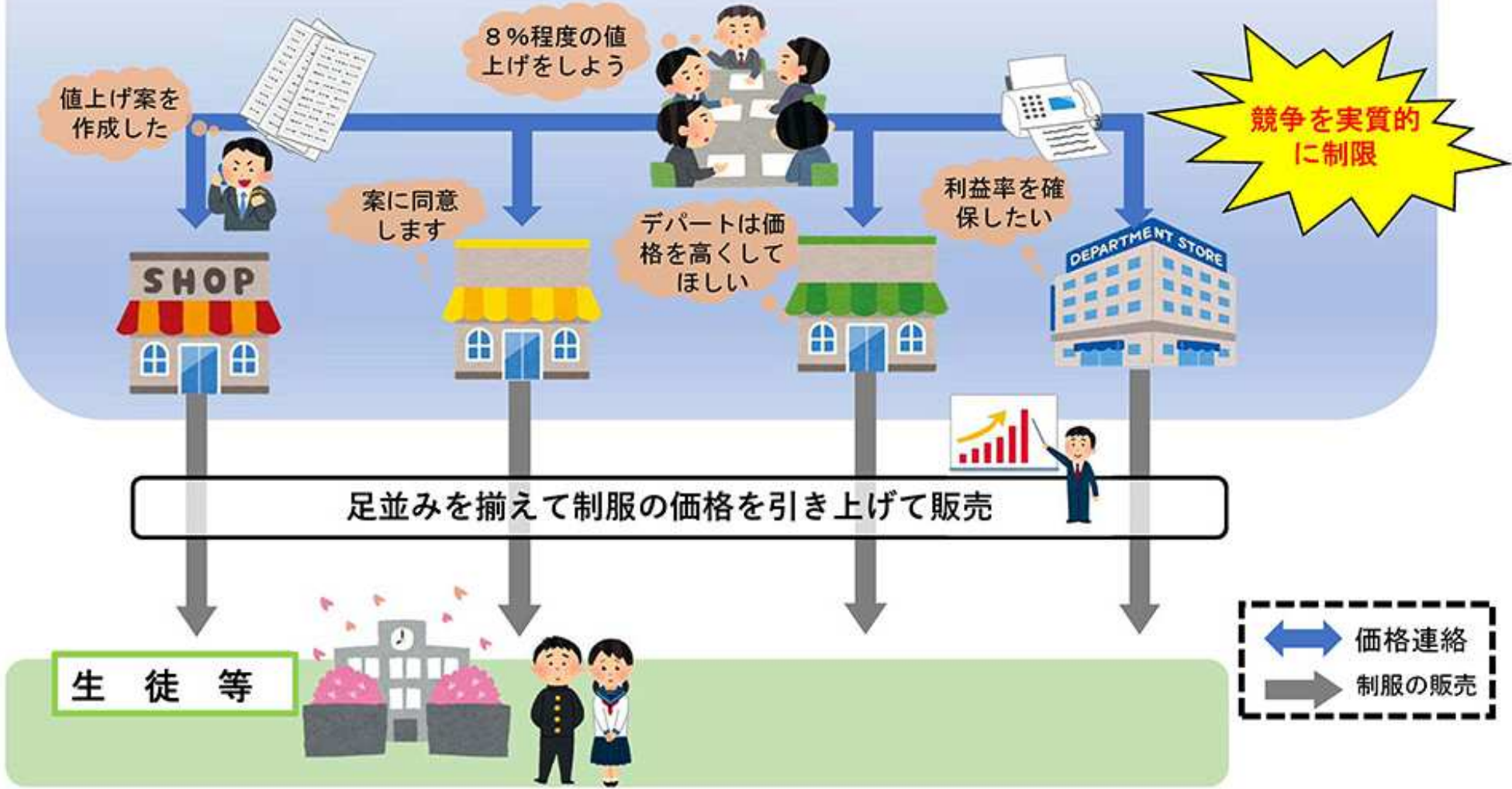
● 不当な取引制限に該当する事案

制服の販売業者 4 社が

「制服の販売価格を共同して引き上げる旨を合意」



→ 会合を開催するなどの方法により、制服の販売価格を決定するなどしていた。



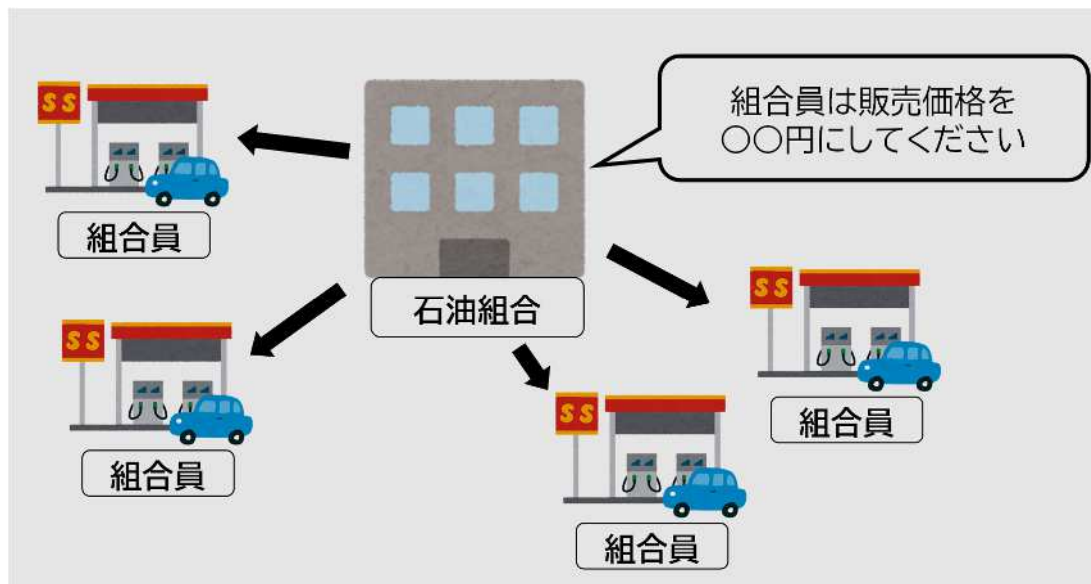


●事業者団体の禁止行為

事業者の結合体である事業者団体が競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくない。

例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられている。





〔第8条〕

事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

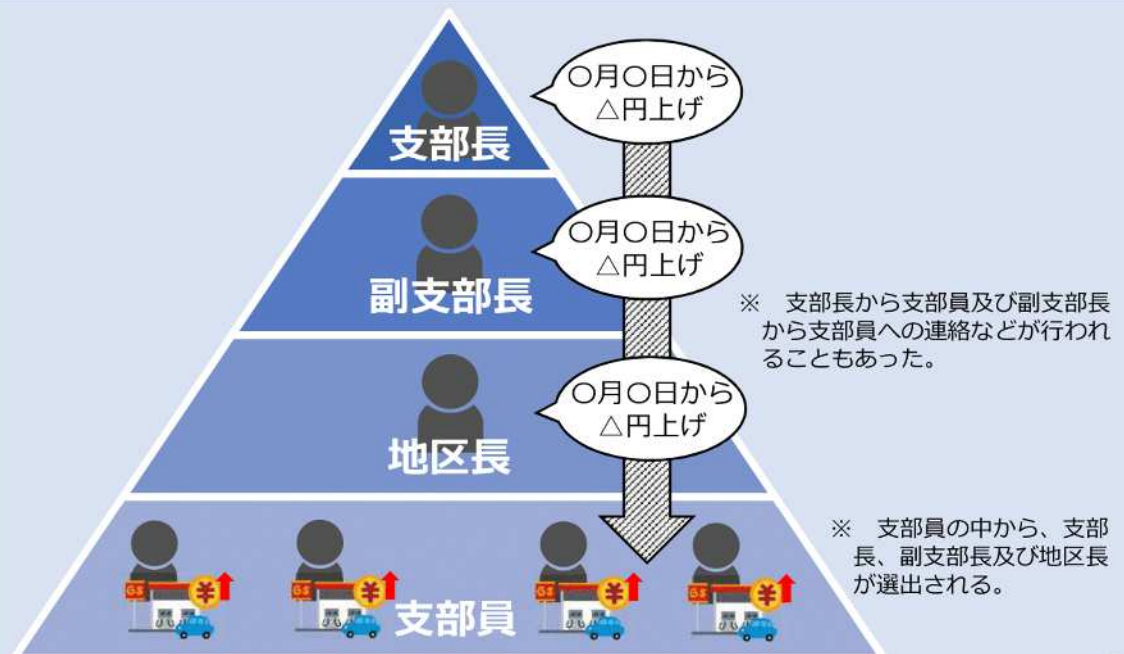
1. 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
2. 六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
3. 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
4. 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
5. 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。



●事業者団体の禁止行為に該当する事案

長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、 同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について（概要）

1 長野県石油商業組合北信支部の違反行為の概要



基本方針

〈遅くとも令和6年12月16日頃以降〉
支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、
北信支部として、支部員が販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる。

**特定揮発油の販売分野における競争を
実質的に制限**

- ◎ 北信支部に対し、独占禁止法の規定に基づき**排除措置命令**
- ◎ 北信支部による違反行為の実行としての事業活動を行った支部員に対し、独占禁止法の規定に基づき**課徴金納付命令**

特定揮発油とは…

北信地区の給油所で給油されるレギュラーガソリン及びハイオクガソリン
(高速道路上で運営される給油所で給油されるもの並びに掛け売り及び発券店
値付けの形態で給油されるものを除く。)

2 非支部員に対する警告の概要

- ・ 非支部員3名は、継続的に、支部員から特定揮発油の販売価格の改定額等の情報を入手し、その情報を踏まえて、それぞれが販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定していた疑い
- ・ 非支部員3名に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告

3 長野県石油商業組合に対する申入れの概要

- ・ 長野県石油商業組合は、北信支部において上記1の行為が行われていたことを認識していたにもかかわらず、事実上、容認していた
- ・ 長野県石油商業組合に対し、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに長野県石油商業組合の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法に関する定期的な研修を実施すること等について申入れ

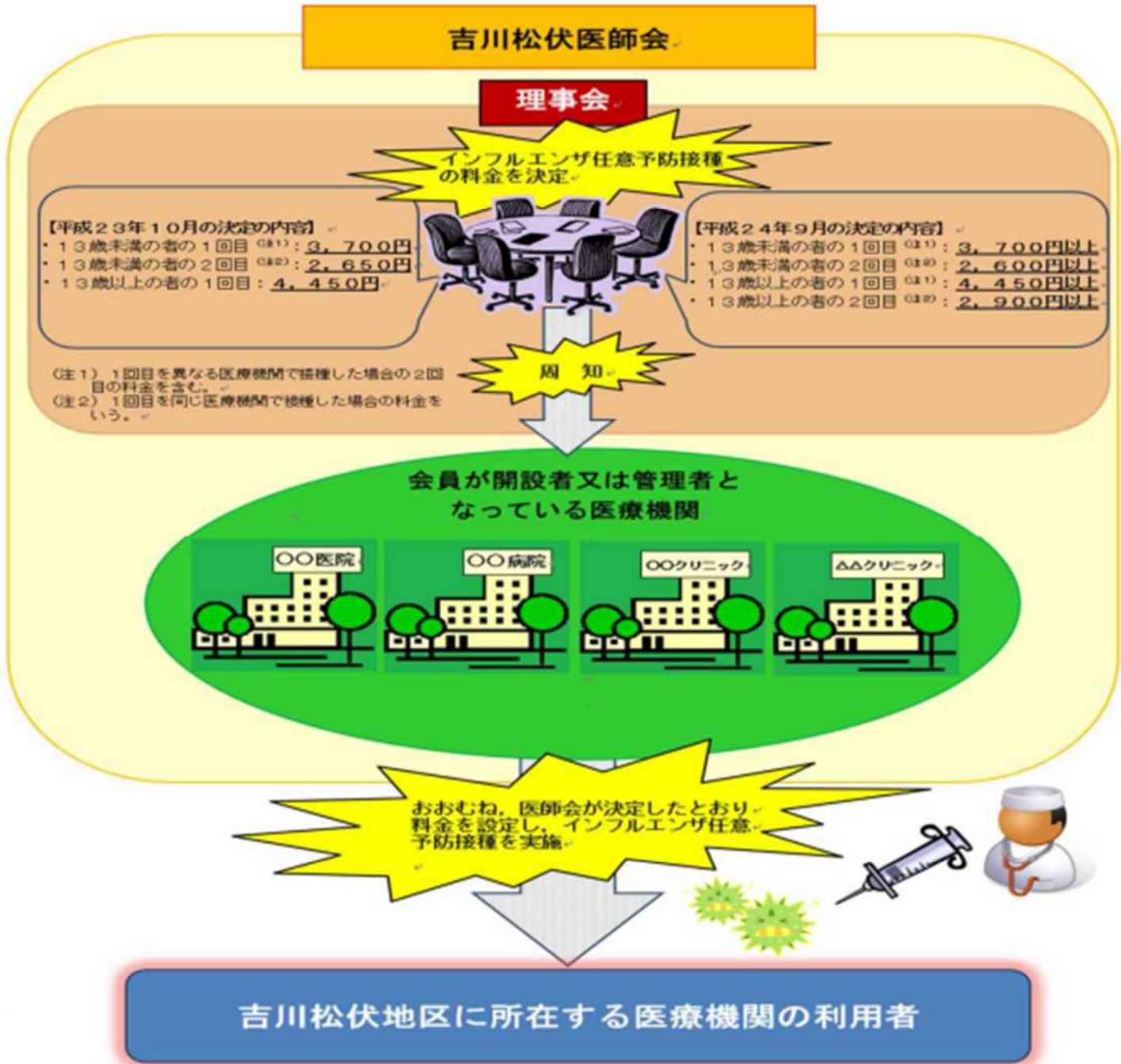
長野県全域において
法令遵守を図るよう
申入れ





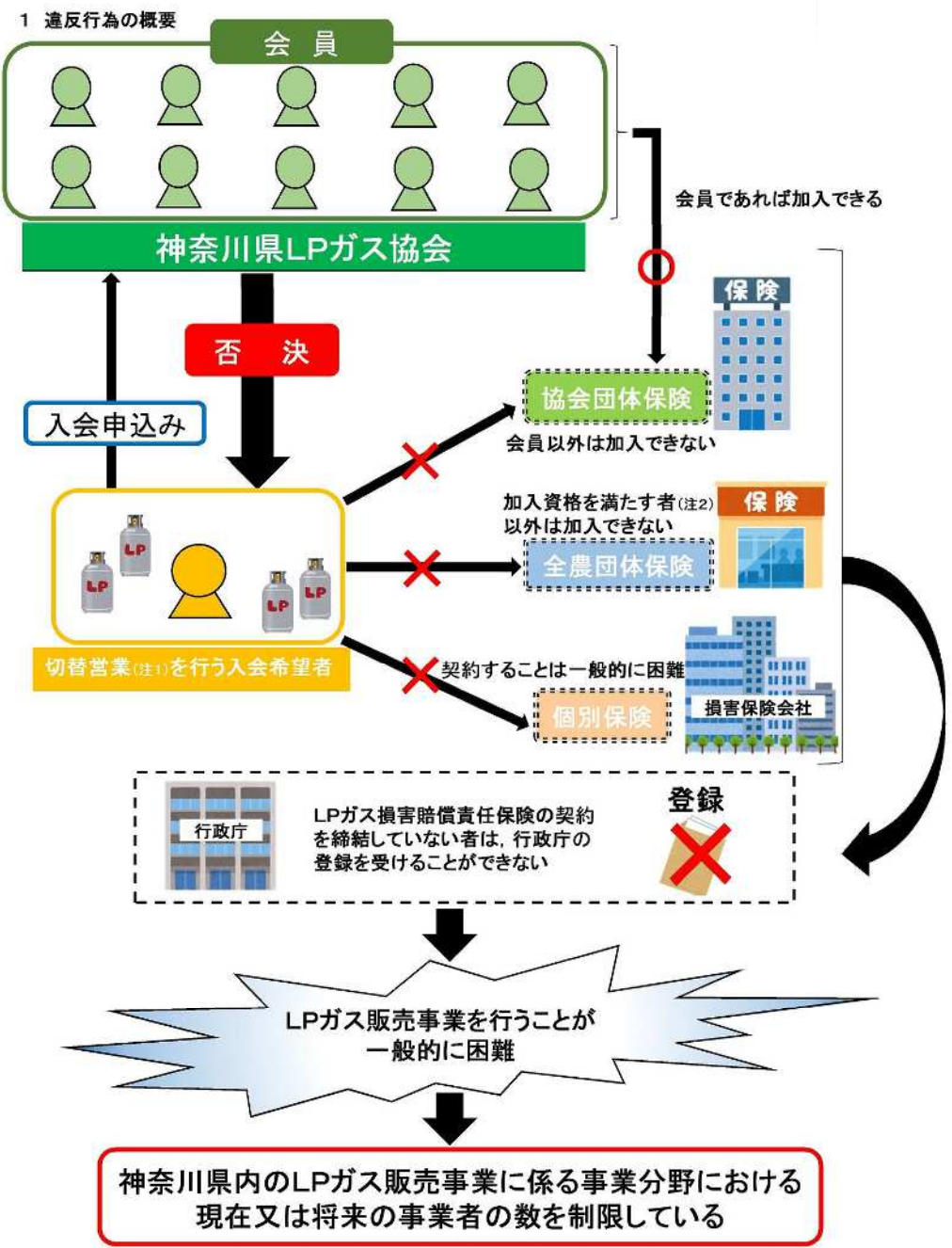
●事業者団体の禁止行為に該当する事案

一般社団法人吉川松伏医師会に対する排除措置命令について





●事業者団体の禁止行為に該当する事案

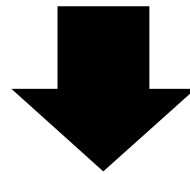


(注1)既に他のLPガス販売事業者からLPガスの供給を受けている一般消費者等に対する、供給元を自社に切り替えることを目的とした勧誘等の営業活動

(注2)全国農業協同組合連合会等の農業協同組合及び農業協同組合連合会、その関連会社並びに農業協同組合からLPガス販売



本指針は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとするもの。



主要な活動類型ごとに

①「原則として違反となる」

②「違反となるおそれがある」

③「原則として違反とならない」

に分類



●事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

①独占禁止法に原則として違反となる行為(「価格制限」に関する主なもの)

行為		ガイドライン記載箇所
最低販売価格の決定	最低販売価格を決定すること	第2の1-(1)-1
値上げ率等の決定	値上げ率や値上げ幅を決定すること	第2の1-(1)-2
標準価格等の決定	標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること	第2の1-(1)-3
共通の価格算定方式の設定	具体的な数値、係数等を用いて構成事業者に価格に関する共通の具体的な目安を与える価格算定方式を設定すること	第2の1-(1)-4
需要者渡し価格等の決定	構成事業者が商品を販売業者に供給する際の価格の設定の基準となる当該商品の需要者渡し価格、小売価格等を決定すること	第2の1-(1)-5
団体による価格交渉等	構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、団体で行い、又は構成事業者に共同して行わせること	第2の1-(1)-6
価格制限行為への協力の要請、強要等	事業者に対して、価格制限行為の内容に従うよう要請、強要等を行い、又は価格制限行為に協力しない事業者に対して、取引拒絶、団体内部における差別的な取扱い、金銭の支払、団体からの除名等の不利益を課すこと	第2の1-(2)-1
価格制限行為の監視のための情報活動	価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること	第2の1-(2)-3



●事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

②独占禁止法に違反となるおそれがある行為(主なもの)

行為		ガイドライン記載箇所
特定の商品等の開発・供給の制限	特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定すること	第2の7-1
特定の販売方法の制限	特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること	第2の8-1
表示・広告の内容、媒体、回数の限定等	構成事業者の表示・広告について、その内容、媒体、回数等を限定する等、消費者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うこと	第2の8-2
重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動	構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること	第2の9-1



●事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

③独占禁止法に原則として違反とならない行為(主なもの)

行為		ガイドライン記載箇所
社会公共的な目的に基づく基準の設定	環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要とされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること	第2の8-5
消費者の商品選択を容易にする基準の設定	虚偽若しくは誇大な表示・広告を排除し、又は表示・広告されるべき事項の最低限度を定める等、消費者の正しい商品選択を容易にすると認められる自主的な基準を設定すること	第2の8-6
技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供	政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること	第2の9-3



●独占禁止法に関する相談事例

独占禁止法に関する相談事例集（令和6年度）

令和7年6月

公正取引委員会

<事業者団体の活動に関する相談>

相談事例6 ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休日輪番制）

事業者団体が、特定のガソリンスタンド過疎地において、会員が経営するガソリンスタンド間で休業日を調整する取組を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者

×組合（ガソリンスタンドを運営するガソリン等販売事業者を組合員とする石油商業組合）及びその上部団体（各都道府県の石油商業組合を構成員とする連合会）

2 相談の要旨

- (1) レギュラーガソリン等の給油や灯油の配送等を通じて、石油製品等を需要者に販売するガソリンスタンド（サービスステーションともいい、以下「SS」という。）は、国民生活や経済活動を支える重要かつ不可欠な社会インフラとされている。一方で、SSを運営する事業者の多くは中小零細企業であり、乗用車の燃費向上等により石油製品の需要が減少する中、働き手不足・後継者難、施設の老朽化等の課題も相まって、SS数も減少を続けており、平時のみならず災害時の「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化に向けた取組の強化が喫緊の課題とされている。

【参考】「第7次エネルギー基本計画」令和7年2月18日閣議決定

- (2) ×組合の組合員の中には、市町村内のSSが3か所以下の自治体（以下「SS過疎地」という。）でSSを運営する組合員が複数いる。その中には、地域の燃料供給を担うエッセンシャルワーカーとして、年に数日程度の休業日以外は毎日営業する組合員が複数いる。それらのSSを経営する組合員の中には、働き手不足の影響から十分な従業員数を確保することができず、厳しい労働環境下でSS事業を維持している組合員が多く、また、経営者を含めた働き手の高齢化も進んでおりSS事業を引き継ぐ者がいない組合員も多い。

- (3) ×組合は、SS過疎地におけるSSネットワークの維持のためには、経営者を含めた働き手の身体的負担を軽減し、労働環境を改善することが必要な方策の一つと考えている。一方で、SS過疎地で営業するSSの休業に当たっては、当該地域内への燃料供給体制の確保を図る必要があり、同一のSS過疎地内に所在するSSの一斉休業は回避しなければならないと考えている。



●独占禁止法に関する相談事例

(4) そこで、X組合は、同一のSS過疎地内に所在する複数の組合員を対象に、X組合が主導して、次のアからウまでの内容で当該組合員の休業日が重ならないように調整すること（以下「本件取組」という。）を検討している。

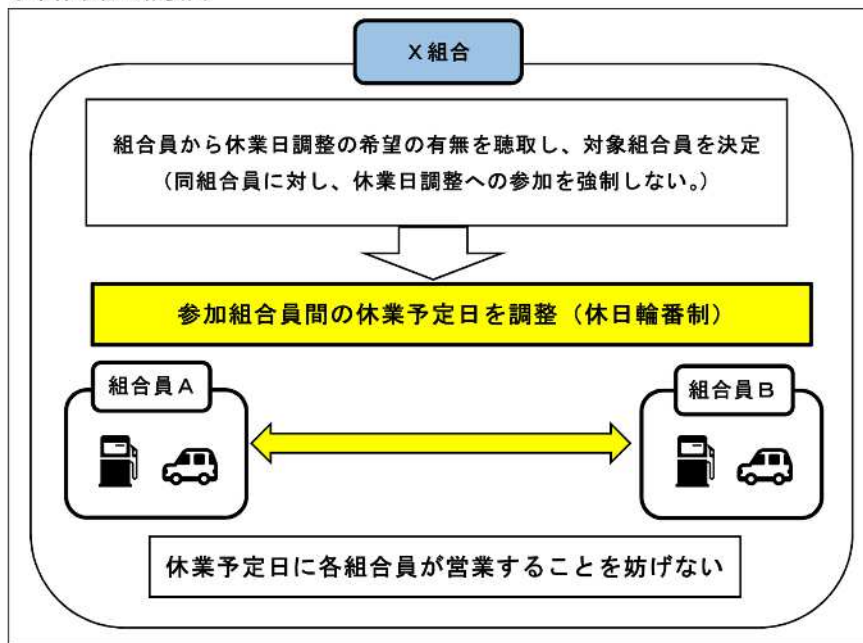
ア X組合は、同一のSS過疎地内に所在する組合員から休業日調整の希望の有無を聴取し、休業日調整の対象となる組合員を決定する。この際、X組合は同組合員に対し、休業日調整への参加を強制しない。

イ X組合は、休業日調整に任意で参加する組合員（以下「参加組合員」という。）の間で、休業日が重ならないように各参加組合員が休業できる日（以下「休業予定日」という。）を調整する。この調整過程に特定の事業者を差別的に取り扱う内容は含まれず、また、各参加組合員が休業予定日に営業することを妨げない。

ウ 休業予定日に休業する参加組合員は、事前に休業日を店頭で周知し、当該参加組合員のSSでの給油等を希望する需要者が、休業日前に給油等を行えるようにする。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1) 営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第3号、第4号及び第5号）。

事業者団体が正当と考える目的に基づいて事業者の休業予定日について調整を行うなどの自主規制等における競争阻害性の有無については、①競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、及び②事業者間で不当に差別的なものではないかの判断基準に照らし、③社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲のものかの要素を勘案しつつ、判断される。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（事業者団体ガイドライン第2-8(2)（自主規制等））。

(2) 本件取組は、

ア SS過疎地におけるSSネットワークの維持のために必要な方策の一つと考えられる経営者を含めた働き手の身体的負担の軽減と、SS過疎地内における燃料供給体制の確保との両立を図るという取組の目的が正当であること

イ 次の点から、競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものとはいえないこと

㊦ 各参加組合員の休業予定日を調整するにすぎず、各参加組合員が自己の休業予定日とされた日に営業することは妨げられず、各参加組合員の営業日や休業日の設定の自由を拘束するものではないことから、参加組合員の競争手段を制限するものではないこと

㊧ 調整した休業予定日に休業する参加組合員は事前に休業日を店頭で周知するため、当該参加組合員のSSでの給油等を希望する需要者は休業日前に給油等を行えるほか、当該参加組合員の休業日に給油等を希望する需要者は、同一のSS過疎地内で休業していない他の参加組合員のSSで給油等ができることから、需要者の利益を不当に害するものではないこと

ウ 事業者間で不当に差別的な内容となっていないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。



●違反行為に対する措置

1. 排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、違反行為をした者に対し、意見陳述・証拠提出の機会を与えるなどの意見聴取手続きを経て、排除措置命令や課徴金納付命令を行う。

2. 課徴金

不当な取引制限、私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合は、企業や業界団体の会員に対して、違反行為に係る期間における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を掛けた額の課徴金が課される。

不当な取引制限(カルテル・入札談合など)	10%(4%)
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束(注2)	3%
優越的地位の濫用	1%

(注1)

()内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

(注2)

公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合

3. 刑事罰

不当な取引制限、私的独占などを行った企業やその役員等に対しては、罰則が定められている。

4. 差止請求

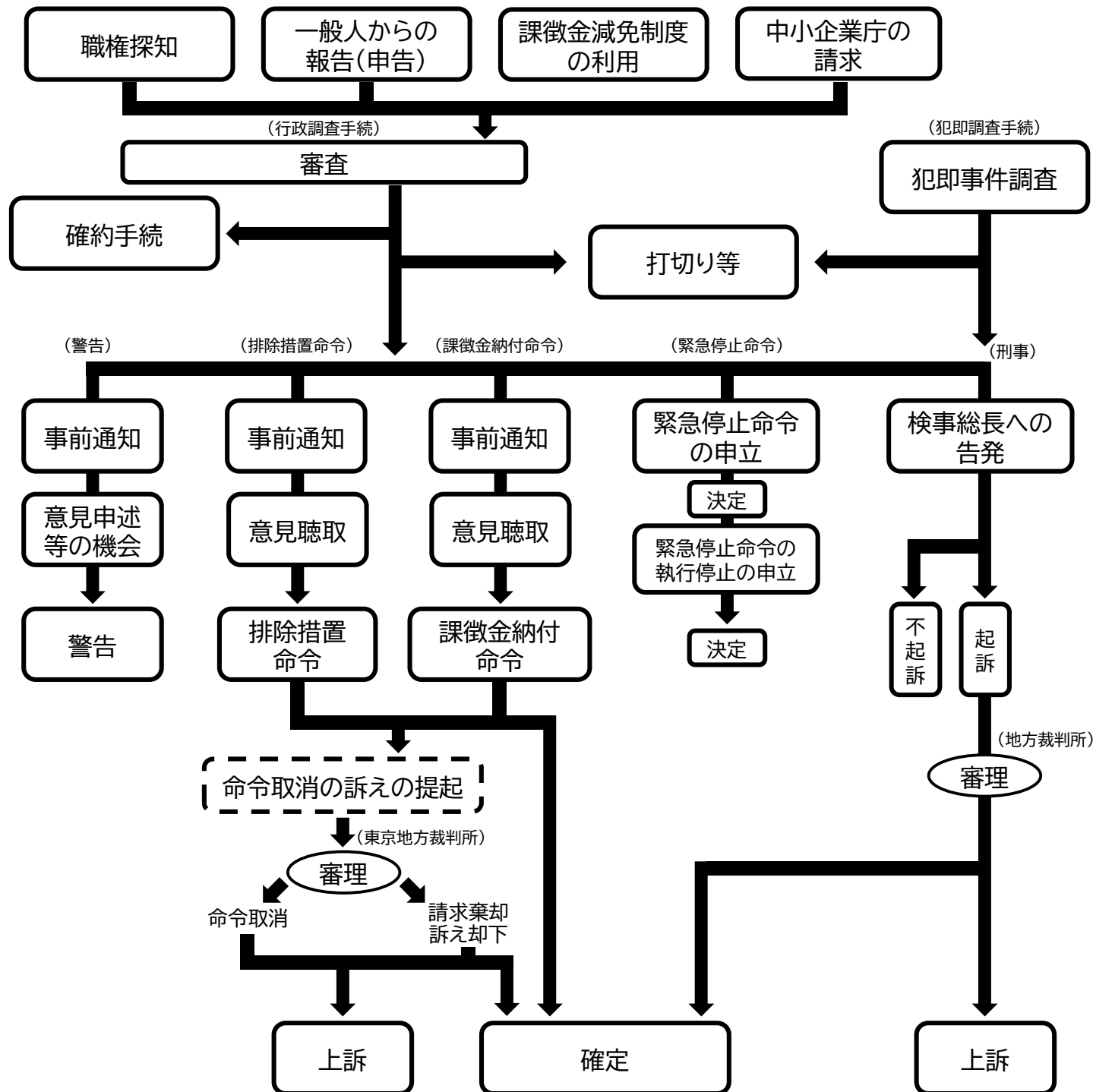
不公正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのある消費者や企業などは、裁判所に対してその行為の差止めを請求することができる。

5. 無過失損害賠償責任

公正取引委員会の法的措置が確定している場合、被害者は、不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法などを行った企業等に対し、独占禁止法の規定に基づいて損害賠償を請求できる。この場合、企業等は故意・過失がなかったことを理由に責任を免れることができない。



●事務処理手続き



端緒

調査等

処分等

訴訟

参考 石油小売業界の価格カルテル・入札談合事件一覧



No	公取委処理年月日	違反行為者
1	令和7年11月26日排除措置命令	長野県石油商業組合北信支部
2	平成9年6月24日審判審決	広島県石油商業組合広島市連合会
3	平成9年1月21日勧告審決	愛知県石油商業組合緑支部
4	平成9年1月21日勧告審決	愛知県石油商業組合南支部
5	平成7年6月9日勧告審決	千葉県石油商業組合野田支部
6	昭和61年8月20日勧告審決	香川県石油商業組合高松支部※
7	昭和59年8月20日勧告審決	(株)弘善商会ほか石油販売業者14名※
8	昭和59年8月20日勧告審決	青森県石油商業組合中弘南支部※
9	昭和59年8月20日勧告審決	青森県石油商業組合中弘南支部
10	昭和55年2月7日勧告審決	大分県石油商業組合別府支部
11	昭和55年2月7日勧告審決	大分県石油商業組合大分支部
12	昭和55年2月7日勧告審決	埼玉県石油商業組合越谷支部
13	昭和55年2月7日勧告審決	埼玉県石油商業組合春日部支部
14	昭和52年3月11日勧告審決	北海道石油商業組合釧路支部釧路市部会
15	昭和52年3月11日勧告審決	北海道石油商業組合帯広支部
16	昭和51年8月13日勧告審決	北海道石油商業組合札幌支部
17	昭和51年3月20日勧告審決	北海道石油商業組合旭川支部
18	昭和49年1月21日勧告審決	北海道石油商業組合旭川支部
19	昭和48年12月26日勧告審決	青森県石油商業組合東青支部
20	昭和48年12月25日勧告審決	宮城県石油商業組合
21	昭和48年12月25日勧告審決	山形県石油商業組合鶴岡支部
22	昭和48年12月14日勧告審決	群馬県石油商業組合
23	昭和48年10月25日勧告審決	京都府石油商業組合
24	昭和48年10月18日勧告審決	島根県石油商業組合出雲支部
25	昭和48年10月18日勧告審決	東京都石油商業組合杉並支部

No	公取委処理年月日	違反行為者
26	昭和48年8月22日勧告審決	長野県石油商業組合
27	昭和48年8月22日勧告審決	香川県石油商業組合高松支部
28	昭和48年8月22日勧告審決	兵庫県石油商業組合
29	昭和48年6月15日勧告審決	三重県石油商業組合
30	昭和48年3月27日勧告審決	山梨県石油商業組合
31	昭和47年7月20日勧告審決	宮城県石油商業組合仙台支部※
32	昭和47年3月23日勧告審決	大分県石油商業組合大分地区連合会
33	昭和46年9月17日勧告審決	福岡県石油商業組合福岡支部
34	昭和46年6月10日勧告審決	新潟県石油商業組合
35	昭和46年4月8日勧告審決	山形県石油商業組合山形支部
36	昭和46年3月15日勧告審決	広島県石油商業組合福山支部
37	昭和46年3月15日勧告審決	宮城県石油商業組合仙台支部
38	昭和46年3月3日勧告審決	愛知県石油商業組合
39	昭和46年3月3日勧告審決	福島県石油商業組合いわき支部勿来方部会
40	昭和46年3月3日勧告審決	福島県石油商業組合いわき支部勿平方部会
41	昭和46年3月3日勧告審決	福島県石油商業組合いわき支部小名浜方部会
42	昭和46年1月27日勧告審決	長野県石油商業組合飯田支部
43	昭和46年1月27日勧告審決	富山県石油商業組合
44	昭和45年11月2日勧告審決	兵庫県石油商業組合西脇多可支部
45	昭和45年7月15日勧告審決	佐賀県石油商業組合
46	昭和45年5月1日勧告審決	東京都石油商業組合八王子支部
47	昭和45年5月1日勧告審決	東京都石油商業組合南多摩支部
48	昭和45年5月1日勧告審決	東京都石油商業組合町田支部
49	昭和45年3月25日勧告審決	山口県石油商業組合宇部支部
50	昭和41年7月22日勧告審決	茨城県石油商業組合

(注1) □内の事件は、排除措置命令に加えて、課徴金納付を命じられた事件を示す。

(注2) ※印の事件は、入札談合事件を示す。



参考

不当廉売規制について



● 不当廉売規制の概要①

● 不当廉売規制の目的

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがあります。

そのため不当廉売は不公正な取引方法の一つとして禁止されています。

● 不当廉売の規定

正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。〔独占禁止法 第2条第9項第3号〕

(上記に該当する行為のほか、)不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。〔不公正な取引方法 第6項〕



● 不当廉売規制の概要②

● 不当廉売の要件

正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価(可変的性質を持つ費用を下回る価格)で継続して供給

〔独占禁止法第2条第9項第3号〕

又は

不当に商品又は役務を低い対価で供給

(可変的性質を持つ費用以上の価格(総販売原価を下回ることが前提)で販売する場合)

又は

(可変的性質を持つ費用を下回る価格で短期間販売する場合)

〔不公正な取引方法第6項〕



他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合

〔独占禁止法第2条第9項第3号〕と〔不公正な取引方法第6項〕に共通



不当廉売



● 不当廉売規制の概要③

● 「供給に要する費用を著しく下回る対価」の考え方

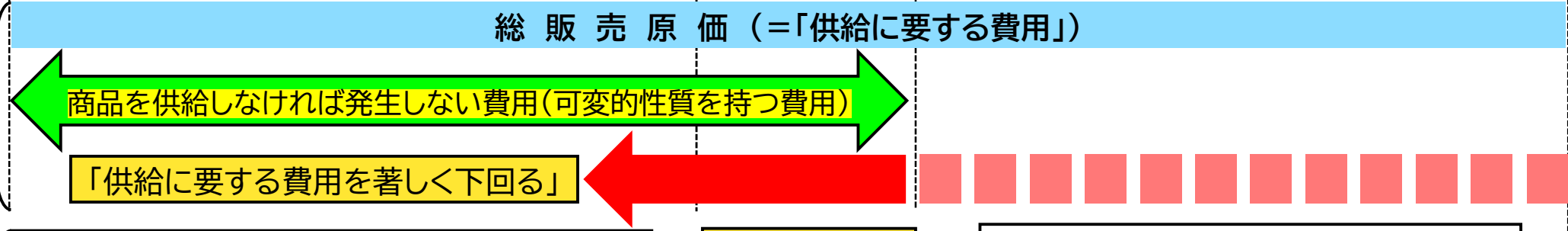
商品又は役務の価格を、それを供給しなければ発生しない費用すら回収できない水準に設定することは、特段の事情がない限り、経済合理性がない。

卸・小売業者
の費用項目

仕入原価		販売費	一般管理費
【実質的な仕入価格】 ・名目上の仕入価格 ・値引き,リベート,現品添付(▲)	【仕入経費】 ・運送費 ・検収費等	・注文履行費(倉庫費,運送費,掛売販売集金費),クレジットカード決済手数料,広告費,市場調査費,接待費,人件費等	・本社部門(人事部,経理部)における人件費,交通費 ・福利厚生費等
実質的な仕入価格	+ 仕入経費	+ 販売費の一部	

注文履行費、クレジットカード決済手数料等商品の供給に密接に関連する費用

ガイドライン
の考え方



製造業の
費用項目

製造原価		販売費	一般管理費
【製造直接費】 ・直接材料費 ・直接労務費 ・直接経費	【製造間接費】 ・間接経費 ・間接労務費 ・間接材料費	・注文履行費(倉庫費,運送費,掛売販売集金費),広告費,市場調査費,接待費,人件費等	・本社部門(人事部,経理部)における人件費,交通費 ・福利厚生費等
製造原価	+ 販売費の一部		

注文履行費等商品の供給に密接に関係する費用



- 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ(影響要件)」の考え方

廉売によって他のガソリン等販売業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかについては、次の事項等を総合的に考慮して判断

- 廉売行為者の**事業の規模及び様態**

(廉売事業者の市場における地位(給油所数,販売規模,シェア,営業地域等)、多角化の状況、給油所の形態(スーパー,ホームセンター等の併設等)等

- 廉売対象商品の**数量、廉売期間**

(廉売対象となっているガソリン等の品目数、販売数量、廉売期間の長さ、廉売時期(季節)等)

- 広告宣伝の状況、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的、周辺販売事業者の状況等

※排除措置命令又は警告の措置を取った具体例は、ガソリン不当廉売ガイドライン参照



●「ガソリン不当廉売ガイドライン」と法執行

ガソリン不当廉売ガイドラインにおいて、以下の点が明記されている

● 迅速処理

申告(調査依頼)のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理機関を原則2か月以内として、迅速に処理を行う。

● より実効性のある事件処理

厳正に対処する事案を例示して
現行の記載を具体化



- ① 大規模なSS(月商750kL以上)に係る事案
- ② 新規参入した事業規模の大きな事業者のSSと周辺SSとの対抗的な値下げの事案
- ③ 1年以内に注意を受けたSSに係る実質的仕入原価割れの事案

繰り返し注意を受ける事業者
に対する取組の強化



- 複数の給油所を運営する事業者にあつては、本社責任者に注意を行うことを記載
- 注意を行った後も、販売価格等について報告を求めるなどして問題がみられる場合には早期に対処することを記載